

出産・子育て応援給付金のご案内

すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を目指し、出産・子育て応援事業が始まりました。市では、妊娠中から出産、子育てまで寄り添う相談支援を充実させるとともに、経済的な負担軽減を図り出産・子育てを応援するための給付金を支給します。

【子育て世代包括支援センター】



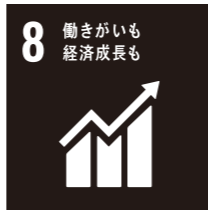
●対象者と概要

給付対象者	概要
①令和5年2月1日以降に妊娠届出をした妊婦	妊娠届出・出産届出時の後、保健師などとの面談を行い申請書を提出してください。各面談後に5万円ずつ支給します。
②令和4年4月1日～令和5年1月31日に出産した人、同期間に生まれた子を養育している人	対象となる人に給付金の申請書を2月中に郵送します。同封のアンケートに回答し、申請書に記入の上提出してください。妊娠届出時と出生届出後の合計10万円を一括して支給します。
③令和5年1月31日までに妊娠届出をし、令和5年2月以降に出産する人	出生届出後の保健師などとの面談後に、妊娠届出時分も合わせて合計10万円を一括して支給します。
④令和4年4月1日以降に妊娠届出を行い、流産・死産した人	給付金の申請書提出後に、妊娠届出時分の5万円を支給しますので、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ 子育て世代包括支援センター ☎33-0039

橋本市高野口公園桜まつり

4年ぶりに「桜まつり」を開催します。今回はキッチンカーや手工芸品などの出店もあり、桜満開の高野口公園を盛り上げます。また「桜ウィーク」の間中はシールラリー、フォトコンテストやライトアップを実施します。【シティセールス推進課】



桜まつり

日時 4月2日(日) 午前10時30分～午後4時

場所 高野口公園(庚申山)

内容 開会式(桜の絵表彰式・ステージパフォーマンス)、キッチンカー、手工芸品などの出店



桜まつり情報への二次元コード▲

桜ウィーク

期間 3月15日(水)～4月16日(日)

▶Instagramフォトコンテスト

- 橋本市高野口公園桜まつり実行委員会 公式Instagramアカウント「@sakura_festival_hashimoto」をフォロー
- 橋本市高野口公園を訪れて写真撮影
- Instagramで、ハッシュタグ「#高野口公園桜」をつけて投稿
- 公式アカウントで5月上旬に結果発表予定
- 受賞者には景品(お買い物券)をプレゼント

▶ライトアップ

期間 3月22日(水)～4月9日(日) 午後6時30分～9時

▶桜を集めよう!街中お買い物シールラリー

- 3月15日(水)から対象店舗で配布するシールラリーの用紙をもらい、対象店舗で500円以上買い物し、シールを集める
 - シールを3つ集め、高野口公園内に掲示されている「あいことば」を記入し、4月16日(日)までに対象店舗へ提出
 - 後日、抽選で景品(お買い物券)をプレゼント
 - 5月上旬に結果発表予定
- ※対象店舗など詳しくはホームページ(右の二次元コード)でご確認ください。



●問い合わせ

シティセールス推進課 ☎33-6106

高野口地区公民館で遠隔窓口を試行導入します



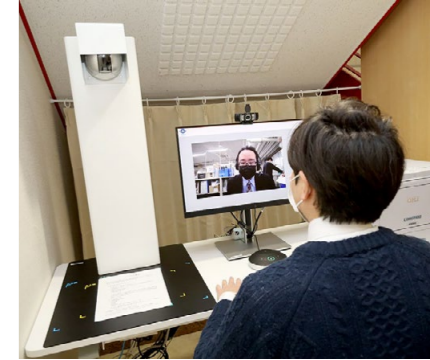
4月4日(火)から、高野口地区公民館と市役所、保健福祉センターの窓口をモニターでつなぐ遠隔窓口を試行導入します。市役所に出向くことなく、簡単な操作で、モニターを通じて、担当職員に質問や相談をしながら申請などの手続きができるようになりますので、ぜひご利用ください。試行導入の目的など、遠隔窓口の概要は、財政課(☎33-3722)にお問い合わせください。

【財政課】

遠隔窓口とは

市役所への移動が困難な人の負担軽減の取組みとして、公民館で各課の担当職員と相談しながら手続きができるシステムです。

自治体専用のネットワーク回線で接続するので、遠隔窓口の手続き内容が外部に漏えいすることを防止します。



自治体専用のネットワーク回線



遠隔窓口の利用方法

- ①モニターのタッチパネルで各課の担当職員を呼び出します。操作方法が分からない場合は、公民館職員にお問い合わせください。
- ②モニターの近くに設置されたカメラの前に、利用者が用意した書類を置くだけで、各課の担当職員がモニター越しで書類を見ながら、書き方の相談や内容の確認ができます。
- ③モニターには職員だけでなく、職員が用意した資料などを写し出せ、市役所窓口と同じサービスを受けることができます。
また、プリンターから資料を印刷することもできます。
- ④市に提出する書類がある場合は、高野口地区公民館で預かり、後日担当課に届けます。

対象業務(15業務)

▶保険年金課 ☎33-1273

- 高額介護合算療養費の申請
- 扶養親族等申告書の書き方案内
- 重度心身障害児(者)医療費支給申請
- 後期高齢者医療保険証等再発行の申請
- 後期高齢者医療認定証新規発行の申請

▶福祉課 ☎33-3708

- 重度心身障害児(者)医療費支給申請
- 身体障害者手帳の申請*1
- 補装具費の支給申請(修理のみ)
- 精神障害者保健福祉手帳の申請*1
- 手話通訳などの申請

*1…自立支援医療との同時申請はできません。

▶こども課 ☎33-6102

- 乳幼児・子ども・ひとり親医療費の支給申請
- 乳幼児・子ども医療費受給者証の申請
- 乳幼児・子ども・ひとり親医療に関する保険の変更
- 乳幼児・子ども・ひとり親医療や各種手当に関する口座の変更
- 児童手当の現況届の提出

※対象業務について詳しくは、各課にお問い合わせください。

※各課窓口の混雑時は、待っていただく場合があります。

利用日時

火曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時